

「南山コモンズ農園」利用規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人エリアマネジメント南山（以下「エリマネ」という）が開設する「南山コモンズ農園」（以下、「農園」という）において、利用者同士が協力して農園を適切に管理し、利用者間の交流や生きがいに資すると共に、農園に隣接する公園・緑地法面を適切に管理整備することを目的とする。

(利用者資格)

第2条 利用者は、エリマネの正会員あるいは賛助会員であること並びに第3条の利用条件を承諾し、エリマネから農園利用者として選定された者とする。

- 2 エリマネは、農園並びに隣接する公園・緑地法面の管理・運営等に関しての会合を設けることができる。

(利用条件)

第3条 利用者は、農園において、耕作に必要な農作業を行うことができる。

- 2 利用期間は、2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間とする。当該年度の利用者が翌年以降も継続を希望する場合は、1回を上限（最長4年）とする。
- 3 農園において次に掲げる行為を禁止する。
 - (1) 建物および工作物を設置すること。
 - (2) エリマネの許可無く営利を目的に作物を栽培すること。
 - (3) エリマネの許可無く利用者でない第三者に農園を利用させること。
 - (4) 近隣住民や他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - (5) 共同利用施設を占有的に使用すること。
 - (6) 農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等を行うこと。
 - (7) 全各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。
- 4 利用者は、エリマネが定める期間内に実施する農園に隣接する公園・緑地法面の管理・整備作業に参加しなければならない。
- 5 利用者は、農園の利用に関して、エリマネの指示があったときは、これに従わなければならない。

(農園區画の決定)

第4条 利用者が耕作できる区画は、エリマネが決定する。

- 2 利用者募集にあたり、申込者が多数の場合は、抽選に基づき利用者を決定するものとする。

(農園使用料)

第5条 利用者は、第3条各項に掲げる利用条件を満たしていることを前提とし、農園を無償で使用できる。但し、エリマネが利用者と個別に合意した場合、エリマネは利用者に対し使用料を請求することができる。

- 2 農園で育てる農作物の苗木代は利用者の自己負担とする。
- 3 エリマネは農園の管理や農園に隣接する公園・緑地法面の管理・整備作業に必要と判断した器具備品を利用者に無償で提供する。

(農園利用の終了)

第6条 次の各号に該当する時は、エリマネは利用者に対し農園の利用を終了させることができる。

- (1) 利用者が農園利用の終了を申し出たとき。
- (2) 利用者がエリマネの会費を支払わないとき。
- (3) 利用者が第3条3項に掲げる行為をしたとき。
- (4) 正当な理由無く、利用者が1ヶ月以上農園の活動に参加しないとき。
- (5) 南山東部土地区画整理組合が進める区画整理計画において農園を閉鎖するなどの特別な事情が生じたとき。

(農園利用終了後の措置)

第7条 利用者は、第3条2項に規定する期間が満了したとき、又は第5条の規定により農園の利用が終了したときは、農園をエリマネの指示に基づく状態に回復しなければならない。

- 2 農園に残存している農作物又は資材等については、利用者は一切の権利を放棄したものとみなし、エリマネは任意で処分することができる。

(賠償責任)

第8条 利用者の責めに帰すべき事由により、農園内の施設、備品等に損害を与えたときは、速やかに現状に回復し、その損害をエリマネに賠償しなければならない。

- 2 エリマネは、農園内又は農園の出入りにおいて発生した怪我・障害・交通事故、農具又は農作物の盗難、病害虫の発生、自然災害等による損害に対して、一切の責めを負わないものとする。

(補足)

第9条 この規約に定めるもののほか、農園利用に関する必要な事項については、エリマネが別に定める。

本規約は、2024年2月1日から施行する。

一般社団法人エリアマネジメント南山

以上